

1 注意事項

- 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、申請書に添付する必要はありません（法 44②、51⑤、58②）。
- この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地（従たる事務所も含みます。）に備え置く必要があります（法 54②）。

申請において「相対値基準・原則」のPST基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。
※適用しない基準のチェック表（第1表）は記載及び提出する必要はありません。

初回申請は
2事業年度